

令和3年4月 土木工事共通仕様書附則 新旧対照表

現行(R2年4月)						改正(R3年4月)						改訂理由等		
編	章	節	条	項	項目見出し	編	章	節	条	項	項目見出し		条文	
1	1	1	1	1	請負必携等の適用	大阪府都市整備部発注の工事の施工にあたっては、工事毎に定めた特記仕様書によるほか、「土木請負工事必携」、「土木工事共通仕様書」、「土木工事共通仕様書附則(案)」及び「土木工事施工管理基準」(以下「請負必携等」という。)によるものとする。なお、請負必携等は以下のホームページに掲載している。	1	1	1	1	1	土木請負工事必携の適用	大阪府都市整備部発注の工事の施工にあたっては、工事毎に定めた特記仕様書によるほか、「土木請負工事必携」(「土木工事共通仕様書」、「土木工事共通仕様書附則(この仕様書)」、「土木工事施工管理基準」及び提出書類様式、各種基準・要綱等をいう。)によるものとする。なお、土木請負工事必携は以下のホームページに掲載している。	定義の見直し
1	1	1	1	2	優先事項	建設工事請負契約書第1条に定める設計図書の特記優先順位は、①質問回答書、②特記仕様書、③図面(数量総括表を含む。)、④土木工事共通仕様書附則、⑤ 請負必携等 (土木工事共通仕様書附則を除く。)とする。	1	1	1	1	2	優先事項	建設工事請負契約書第1条に定める設計図書の優先順位は、①質問回答書、②特記仕様書、③図面(数量総括表を含む。)、④土木工事共通仕様書附則、⑤ 土木請負工事必携 (土木工事共通仕様書附則を除く。)とする。	定義の見直し
1	1	1	1	3	読替規定	(1) 土木請負工事必携及び土木工事共通仕様書 に記載している「特記仕様書」は、「特記仕様書及び共通仕様書附則」と読み替えるものとする。 (2)特記仕様書、 請負必携等 及びその他の資料等に「請負者」と記載のあるものは、「受注者」と読み替えるものとする。	1	1	1	1	3	読替規定	(1) 土木工事共通仕様書 に記載している「特記仕様書」は、「特記仕様書及び共通仕様書附則」と読み替えるものとする。 (2)特記仕様書、 土木請負工事必携 及びその他の資料等に「請負者」と記載のあるものは、「受注者」と読み替えるものとする。	定義の見直し
1	1	1	12	1	見積価格調査	受注者は、 本工事が見積価格調査の対象工事である場合は 、当該工種の着手(製作)までに見積価格調査の項目ごとに取り引が確認できる契約書等の写しを提出しなければならない。	1	1	1	12	1	見積価格調査	1. 見積価格調査 受注者は、 シールド工事においては見積価格調査の対象工事であるため 、当該工種の着手(製作)までに見積価格調査の項目ごとに取り引が確認できる契約書等の写しを提出しなければならない。	記載の明確化
					—		1	1	1	12	3	工事施工管理点検	受注者は、 工事施工管理点検の対象工事となった場合は 、実施にあたり必要な協力をしなければならない。	従前の特記仕様書の記載内容
					—						4	労務費調査・施工合理化調査・施工形態動向調査・施工状況モニタリング調査・間接工事費等諸経費動向調査等	受注者は、 労務費調査・施工合理化調査・施工形態動向調査・施工状況モニタリング調査・間接工事費等諸経費動向調査等の対象工事となった場合には 協力し、必要な調査を実施するものとする。なお、調査要領等については、別途監督職員の指示によるものとする。	
					—		1	1	1	14	5	公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置	工事の入札公告(随意契約による場合は見積依頼)時に配付された見積参考資料に記載されている単価適用年月日と、工事の当初契約締結日との間に、大阪府の「公共工事設計労務単価」(以下「労務単価」という。)が改定された場合、当該工事は改定後の労務単価等に基づく契約に変更するため、受注者が請負代金額の変更協議を請求することができる特例措置の対象工事となる場合がある。 受注者は、 請負代金額の変更協議を請求する場合は 、期限までに所定の方法により請求を行う必要があるため、当初契約締結後、特例措置の対象有無について監督職員に確認するものとする。	

令和3年4月 土木工事共通仕様書附則 新旧対照表

大阪府都市整備部

現行(R2年4月)						改正(R3年4月)						改訂理由等		
編	章	節	条	項	項目見出し	編	章	節	条	項	項目見出し		条文	
							1	1	1	14	6	1日未満で完了する作業の積算	<p>(1)「1日未満で完了する作業の積算」(以下、「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用し、適用範囲は土木工事標準積算基準によるものとする。</p> <p>(2)受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。</p> <p>(3)同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>(4)受注者は、協議に当って、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>(5)単価契約工事、緊急工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p>	従前の特記仕様書の記載内容
										7	熱中症対策に資する現場管理費補正の試行	<p>(1)受注者は、総価契約による屋外工事において、熱中症対策に資する現場管理費の補正を希望する場合は、施工計画書を提出する際に、本試行工事の工事期間中における真夏日の計測方法及び観測箇所を明示すること。</p> <p>(2)真夏日とは日最高気温が30℃以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。</p> <p>なお、WBGTを用いて真夏日を計測する場合は、WBGTが25℃以上となる日数を真夏日とみなす。</p> <p>(3)工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>(4)対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">真夏日率 = 工期期間中の真夏日日数 ÷ 工期</p> <p>(5)受注者は、真夏日の計測結果の資料、及び真夏日率の算出結果とその根拠となる真夏日・工事着手日・工事完成日・年末年始や夏季休暇・工場製作のみの期間・工事全体を一時中止している期間・休工日が確認できる資料を作成し、監督職員に提出するものとする。真夏日日数を確認後、現場管理費率を補正し、請負契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。</p>		
1	1	1	26	2	現場環境改善費(旧イメージアップ経)	(1)受注者は、現場環境改善費(率計上)が計上されている工事においては、原則として次表の各計上費目毎に1内容ずつ(いずれか1費目は2内容)の合計5項目を実施しなければならない。	1	1	1	26	2	工事現場の現場環境改善	(1)受注者は、設計図書(数量総括表)に現場環境改善費(率分)が記載されている工事については、現場環境改善の取組みを実施しなければならない。現場環境改善は、原則として次表の各計上費目毎に1内容ずつ(いずれか1費目は2内容)の合計5項目を実施しなければならない。	
1	1	1	26	3	現場環境改善(快適トイレの設置の試行)	1. 内容 (略)	1	1	1	26	3	現場環境改善(快適トイレの設置の試行)	現場環境改善実施費(率分)の計上工事においては、快適トイレ設置の試行対象工事とし、受注者は、快適トイレの設置を希望する場合、着手前に監督職員と協議を行った上で、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載して監督職員に提出し、以下の規定により実施ものとする。	対象要件の明確化

令和3年4月 土木工事共通仕様書附則 新旧対照表

現行(R2年4月)					改正(R3年4月)					改訂理由等				
編	章	節	条	項	項目見出し	編	章	節	条		項	項目見出し	条文	
1	1	1	26	4	安全工事施工推進協議会	1	1	1	26	4	安全工事施工推進協議会	受注者は、各発注事務所が定める安全工事施工推進協議会会則に基づき、同協議会に加入しなければならない。協議会の加入は、本工事の契約をもって入会し、完成をもって退会したものとみなす。 (2)安全工事施工推進協議会会則の共通事項は以下のとおり。	受注者は、各発注事務所が定める安全工事施工推進協議会会則に基づき、同協議会に加入しなければならない。協議会の加入は、本工事の契約をもって入会し、完成をもって退会したものとみなす。安全工事施工推進協議会会則の概要は以下のとおりである。	
					—	1	1	1	26	11	工事中の安全確保	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は受注者の責任において行わなければならない。受注者に諸法令又は仕様書等の違反があったとき、または受注者の責による工事事故等が発生したときは、発注者から「文書注意」や「口頭注意」等の措置を行う場合がある。特に繰返し事故については、十分注意すること。	従前の特記仕様書の記載内容	
										12	統括安全衛生管理義務者の指名について	受注者は、発注者が労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき受注者を指名した場合には、これに従うものとし、労働安全衛生管理について相互連絡調整を密に行うこととする。また、後で着手する工事については、当該通知を受領した後に工事に着手するものとする。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議の上決定するものとする。		
										13	新型コロナウイルス感染症にかかる感染拡大防止対策	受注者は、工事の実施に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底するものとし、国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等を参考に、適切に対応すること。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、個別の現場に係る対策に必要な費用については、受発注者間で協議を行い、必要と認められる対策については、施工計画書に反映し、確実に履行を行うものとし、設計変更の対象とする。 【建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン】 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html		
					—	1	1	1	30	2	低騒音型建設機械の使用義務	2. 低騒音型建設機械の使用義務 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機発第58号)において、低騒音型建設機械の使用原則を図る必要がある以下の区域において工事を行う場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年度建設省告示第1536号)に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。また、災害その他の事由により緊急を要する場合はこの限りでない。 【低騒音型建設機械の使用原則を図る区域】 騒音、振動を防止することにより、住民の生活環境を保全する必要があると認められる以下に示す区域とする。 (1) 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 (2) 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 (3) 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって相当数の住居が集合しているため、騒音、振動の発生を防止する必要がある区域 (4) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲おおむね80mの区域 (5) 家畜飼育場、精密機械工場、電子計算機設置事業場等の施設の周辺等、騒音、振動の影響が予想される区域	適用対象の明確化	

令和3年4月 土木工事共通仕様書附則 新旧対照表

現行(R2年4月)					改正(R3年4月)					改訂理由等				
編	章	節	条	項	項目見出し	編	章	節	条		項	項目見出し	条文	
1	1	1	30	3	低騒音型・低振動型建設機械	1	1	1	30	3	低騒音型・低振動型建設機械	(1)受注者は、 設計図書で低騒音型建設機械の使用を義務付けている場合 には、使用する建設機械の「新基準'97 ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出しなければならない。なお、「旧基準'89 ラベル」の機種において新基準の指定を受けている場合は、メーカーに確認のうえ「新基準'97 ラベル」に貼替えることとする。 (2)受注者は、 設計図書で低騒音型建設機械の使用を義務付けている場合 において「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正)に基づき指定された低騒音型建設機械の使用が困難な場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、「困難な場合」とは、供給側の理由で低騒音型建設機械を調達することができない場合を示し、受注者の都合である場合は認めない。	(1)受注者は、 低騒音型建設機械の使用義務がある場合 には、使用する建設機械の「新基準'97 ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出しなければならない。なお、「旧基準'89 ラベル」の機種において新基準の指定を受けている場合は、メーカーに確認のうえ「新基準'97 ラベル」に貼替えることとする。 (2)受注者は、 低騒音型建設機械の使用義務がある場合 において「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正)に基づき指定された低騒音型建設機械の使用が困難な場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、「困難な場合」とは、供給側の理由で低騒音型建設機械を調達することができない場合を示し、受注者の都合である場合は認めない。	
					—	1	1	1	30	4	特定建設作業	受注者は、騒音または振動に係る特定建設作業の規制地域(騒音規制法、振動規制法又は大阪府生活環境の保全等に関する条例)において特定建設作業を実施する場合は、法令等に基づき必要な届出を行うものとする。また、規制地域内では、通常の施工法による場合でも、万一公害等が生じたり、又は生ずる恐れがある場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、受注者の責によらない場合は設計変更の対象とする。		
					—	1	1	1	30	6	貴重動植物の保護	受注者は、貴重又は重要な動植物を発見した場合は、保護の必要があるため、速やかに監督職員に報告し、その指示により処理するものとする。	従前の特記仕様書の記載内容	
1	1	1	40	1	建設業退職金共済制度	1	1	1	40	1	建設業退職金共済制度	(1)受注者は、「建設業退職金共済制度に関する暫定指導事項」(平成 10 年 10 月 5 日)に基づき下請業者に対する指導・監督を通じて本制度の普及・啓発を行い、加入促進を図るものとする。 (2)受注者は、 下請負者の建退共制度への加入状況を「大阪府建設工事元請・下請関係適正化指導要綱」による工事元請下請関係者一覧や施工体系図等を活用して工事関係者が見やすい場所に掲示しなければならない。	(1)受注者は、「建設業退職金共済制度に関する暫定指導事項」(平成 10 年 10 月 5 日)に基づき下請業者に対する指導・監督を通じて本制度の普及・啓発を行い、加入促進を図るものとする。 なお、共済証紙貼付方式ではなく電子申請方式による場合は、同指導事項の内容のうち、適合しない部分は適宜内容を読替えて運用するものとする。	要綱改正による文言削除、電子申請方式の導入による追記
1	1	1	44	4	現場代理人の雇用確認	1	1	1	44	4	現場代理人の雇用確認	4. 現場代理人の雇用確認 現場代理人について当該社員として直接的な雇用関係を確認する書類は下表によることとする。なお、発注者が直接雇用に関する証明書類の提示を求めた場合は、受注者は提示に応じなければならない。	4. 現場代理人の雇用確認 現場代理人について当該社員として直接的な雇用関係を確認する書類は下表によることとする。受注者は、発注者が直接雇用に関する証明書類(原本)の提示を求めた場合は、提示に応じなければならない。 証明書類の写しの提出は不要とするが、万一、写しを提出する際には、健康保険被保険者証の保険者番号及び被保険者等記号・番号、及びQRコード等にマスクングを施さなければならない。	
1	1	1	45	2	配置技術者の雇用確認	1	1	1	45	2	配置技術者の雇用確認	配置技術者について当該社員として直接的かつ恒常的な雇用関係(以下、「直接雇用等」という。)を確認する書類は下表によることとする。なお、発注者が直接雇用等に関する証明書類(原本)の提示を求めた場合は、受注者は、提示に応じなければならない。	配置技術者について当該社員として直接的かつ恒常的な雇用関係(以下、「直接雇用等」という。)を確認する書類は下表によることとする。受注者は、発注者が直接雇用等に関する証明書類(原本)の提示を求めた場合は、提示に応じなければならない。 証明書類の写しの提出は不要とするが、万一、写しを提出する際には、健康保険被保険者証の保険者番号及び被保険者等記号・番号、及びQRコード等にはマスクングを施さなければならない。	

令和3年4月 土木工事共通仕様書附則 新旧対照表

現行(R2年4月)					改正(R3年4月)					改訂理由等																								
編	章	節	条	項	項目見出し	編	章	節	条		項	項目見出し	条文																					
						1	3	3	2	1	工場の選定	<p>受注者は、レディーミクストコンクリートを使用する場合は、JISマーク表示認証工場の製品を使用するものとする。ただし、JISマーク表示認証工場以外の製品を使用するときは、監督職員の確認を得なければならない。</p> <p>また、コンクリートの規格は、設計図書に規定のある場合を除き、原則として次表のとおりとし、スランプの許容範囲は±2.5cmとする。ただし、トンネルにおける水セメント比や、ペト杭等における単位セメント量については設計図書による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>記号</th> <th>生コンクリート呼び強度(N/mm²)</th> <th>設計基準強度(N/mm²)</th> <th>スランプ(cm)</th> <th>粗骨材の最大寸法(mm)</th> <th>水セメント比(W/C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無筋コンクリート構造物の場合</td> <td>BB</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>8</td> <td>設計図書による(40又は20~25)</td> <td>60%以下</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート構造物の場合</td> <td>BB</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>12</td> <td>20~25</td> <td>55%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>現場の鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン(平成29年3月)」を基本とすること。</p> <p>受注者は、設計図書のスランプ値を変更する場合、コンクリート標準示方書(施工編)の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督職員へ提出し協議するものとする。</p>	区分	記号	生コンクリート呼び強度(N/mm ²)	設計基準強度(N/mm ²)	スランプ(cm)	粗骨材の最大寸法(mm)	水セメント比(W/C)	無筋コンクリート構造物の場合	BB	18	18	8	設計図書による(40又は20~25)	60%以下	鉄筋コンクリート構造物の場合	BB	24	24	12	20~25	55%以下	従前の特記仕様書の記載内容
区分	記号	生コンクリート呼び強度(N/mm ²)	設計基準強度(N/mm ²)	スランプ(cm)	粗骨材の最大寸法(mm)	水セメント比(W/C)																												
無筋コンクリート構造物の場合	BB	18	18	8	設計図書による(40又は20~25)	60%以下																												
鉄筋コンクリート構造物の場合	BB	24	24	12	20~25	55%以下																												
						1	3	6	4	2	岩盤に接する場合のコンクリート打設	<p>裏型枠を施工せず背面にコンクリートのペーラインを見込んだ現場打ちコンクリート擁壁等の背面が岩盤に接する場合には、原則として裏型枠を用いず、余掘部分については、本体と同一のコンクリートで施工するものとする。</p> <p>また、橋台、橋脚、鉄筋コンクリート擁壁等の構造物で直接岩盤上に基礎を築造する場合は、原則として碎石基礎は施工しないものとし、余掘部分については、均しコンクリート(18N/mm²)を施工するものとする。</p>	従前の特記仕様書の記載内容																					
2	1	1	1	1	再生資材の利用	2	1	1	1	1	再生資材の利用	<p>(1)受注者は、設計図書に指定されたもののほか、下記のとおり再生資材の使用を原則とする。ただし、再生材製造工場の都合等により下記の再生資材の使用が困難な場合については、監督職員と協議のうえ新材とするものとし、設計変更の対象とする。 (略) (2)・・・ ①上記再生資材を路盤材または舗装材として使用する場合は品質等は「舗装再生便覧」によるものとし、品質管理試験は、別表に定めるとおりとする。</p>	<p>(1)受注者は、設計図書に規定のある場合を除き、下記のとおり再生資材の使用を原則とする。ただし、再生材製造工場の都合等により下記の再生資材の使用が困難な場合については、監督職員と協議のうえ新材とするものとし、設計変更の対象とする。 (略) (2)・・・ ①上記再生資材を路盤材または舗装材として使用する場合は品質等は「舗装再生便覧」によるものとし、品質管理試験は、別表を標準とする。</p>																					

令和3年4月 土木工事共通仕様書附則 新旧対照表

現行(R2年4月)					改正(R3年4月)					改訂理由等																											
編	章	節	条	項	項目見出し	編	章	節	条		項	項目見出し	条文																								
						1	1	2	1	2	ゴム製品等の品質確認	<p>(品質確認)</p> <p>受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。別表参照)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。</p> <p>なお、必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常状態での試験(常態試験)</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熱老化試験</td> <td>熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外觀、寸法、性能</td> </tr> </tbody> </table> <p>(品質確認をした場合における契約不適合責任の取扱い) 第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>製品及び寺領名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防振ゴム</td> <td>ディーゼルエンジン用防振ゴム ゴム製軸継手 産業機械用空気ばね</td> </tr> <tr> <td>芝保護材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>落機防止用ゴム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路資材</td> <td>車止め(ガードコーン) 視線誘導標・車線分離標</td> </tr> <tr> <td>弾性舗装材</td> <td>ゴムチップ舗装材</td> </tr> <tr> <td>建築防止材</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※代表的な製品例である。</p>	試験名	計測項目	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外觀、寸法、性能		製品及び寺領名	防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム ゴム製軸継手 産業機械用空気ばね	芝保護材		落機防止用ゴム		道路資材	車止め(ガードコーン) 視線誘導標・車線分離標	弾性舗装材	ゴムチップ舗装材	建築防止材		従前の特記仕様書の記載内容
試験名	計測項目																																				
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び																																				
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)																																				
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み																																				
製品検査	外觀、寸法、性能																																				
	製品及び寺領名																																				
防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム ゴム製軸継手 産業機械用空気ばね																																				
芝保護材																																					
落機防止用ゴム																																					
道路資材	車止め(ガードコーン) 視線誘導標・車線分離標																																				
弾性舗装材	ゴムチップ舗装材																																				
建築防止材																																					
3	1	1	6	1	一般事項	3	1	1	6	1	一般事項	<p>監督職員の行う段階確認においては、現場代理人又は主任(又は監理)技術者、若しくは、あらかじめ監督職員の承諾を得た者が臨場の上、確認を受けなければならない。</p> <p>監督職員の行う段階確認においては、現場代理人又は監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者)、若しくは、あらかじめ監督職員の承諾を得た者が臨場の上、確認を受けなければならない。</p>																									

令和3年4月 土木工事共通仕様書附則 新旧対照表

大阪府都市整備部

現行(R2年4月)					改正(R3年4月)					改訂理由等			
編	章	節	条	項	項目見出し	編	章	節	条		項	項目見出し	条文
						3	1	1	6	3	建設現場における遠隔臨場の試行	<p>各工事においては、「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」、発注者(監督員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」・「材料確認」・「立会」の遠隔臨場を実施することができる。なお、実施を希望する場合は、監督職員と協議の上、『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(案)』(以下URL参照)の内容に従い実施する。</p> <p>URL: http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/enkakurinjyo.html</p> <p>実施内容</p> <p>(1)段階確認・材料確認、立会での確認</p> <p>① 受注者がウェアラブルカメラ等により撮影した映像と音声を監督職員等へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認し、試行内容に応じて録画する。試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。</p> <p>② ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能(ウェアラブル:Wearable)なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。一般的なAndroid やi-Phone 等のモバイル端末を使用することも可能である。なお、ウェアラブルカメラ等の使用は、「段階確認」・「材料確認」・「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。</p> <p>③ 映像と音声の録画を必要とする場合は、確認実施者が工事監督支援業務における現場技術員の場合とする。この場合、現場技術員は使用するPCにて録画し、DVD-R等の記録媒体に保管して発注者に提出するものとする(当面、電子納品成果品及び情報共有システムによる提出の対象外とする)。</p> <p>(2)機器の準備</p> <p>本試行工事に要するウェアラブルカメラ等の映像と音声の配信に必要な機器等は受注者が手配、設置するものとし、詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。</p> <p>(3)効果の検証</p> <p>本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。</p> <p>(4)費用</p> <p>遠隔臨場の実施に必要な費用については、受注者の負担とする。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等のために必要と認められる場合には、設計変更の対象とする。</p>	従前の特記仕様書の記載内容

令和3年4月 土木工事共通仕様書附則 新旧対照表

現行(R2年4月)						改正(R3年4月)						改訂理由等	
編	章	節	条	項	項目見出し	編	章	節	条	項	項目見出し		条文
3	1	1	9	1	電子納品及び情報共有システムの活用	3	1	1	9	1	電子納品及び情報共有システムの活用	(1) 受注者は、大阪府情報共有システムの利用による電子媒体での書類提出および完成図書の電子納品を実施するものとする。 電子納品及び情報共有システムの利用については、下記基準類に基づくものとする。 ①大阪府都市整備部電子納品要領(案)[工事編](大阪府都市整備部) ②大阪府情報共有システム利用マニュアル(大阪府都市整備部) なお、上記基準類は、大阪府都市整備部のホームページに掲載している。 (http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/index.html) (2) なお、橋梁上部工事を除き、当初発注時の予定価格が90,000千円未満の工事については、情報共有システムの利用は必須ではなく、工事完成書類についても竣工写真以外は電子納品を行わず、紙媒体による提出で良いものとする。	
					—	3	1	1	9	2	国土地盤情報データベースへの地盤情報の登録	受注者は、設計図書においてボーリングによる土質・地質調査を実施することとなっている工事においては、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報の利用の可否について、大阪府電子納品要領(案)[業務委託編]に基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」(ここでは、「公開可」を「利用可」、「公開不可」を「利用不可」と読み替えるものとする。)を記入した上で、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用については設計変更の対象とする。また、受注者は、納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書を発注者に対して提出し、成果が検定済みであることを報告することとする。なお、電子納品の場合には、大阪府電子納品要領(案)[工事編]に規定されている格納フォルダORING/OTHRに検定証明書(PDFファイル)を格納することをもって、提出する成果が検定済みであることを報告することができる。	従前の特記仕様書の記載内容
					—	3	1	1	10	2	中間技術検査の実施	受注者は、工事における下記の時期において、中間技術検査を受検するものとする。 1 重要構造物の配筋工事が完了したとき 2 重要構造物の基礎工事が完了したとき 3 重要構造物が埋設される前 4 えん堤等のマスコンクリート構造物基礎岩盤掘削完了時 5 完成検査時には足場等の撤去ため、検査が出来ない部分の完了時 6 部分使用を行う前	

令和3年4月 土木工事共通仕様書附則 新旧対照表

現行(R2年4月)					改正(R3年4月)					改訂理由等				
編	章	節	条	項	項目見出し	条文	編	章	節		条	項	項目見出し	条文
4	1	3		1	専任期間の取り扱い	<p>主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任による配置を要する場合において、その専任期間の取り扱いは以下のとおりとする。</p> <p>(1)現場施工に着手する日が確定していない場合</p> <p>①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。</p> <p>②工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が検査の合格について請負者に通知した日とする。</p> <p>(2)工場製作の過程を含む工事の場合</p> <p>①橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しない。なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、監理技術者等がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことができる場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。</p>	4	1	3		1	専任期間の取り扱い	<p>監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者)の工事現場への専任による配置を要する場合において、その専任期間の取り扱いは以下のとおりとする。</p> <p>(1)現場施工に着手する日が確定していない場合</p> <p>①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者)の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。</p> <p>②工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者)の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が検査の合格について受注者に通知した日とする。</p> <p>(2)工場製作の過程を含む工事の場合</p> <p>①橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者)の専任を要しない。なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、監理技術者等がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことができる場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。</p>	建設業法等改正による
4	1	3		2	交代の取り扱い	<p>(1)主任技術者又は監理技術者については、本工事の配置技術者調書に記載された配置予定技術者を契約期間中当該工事の現場に配置すること。(専任・非専任については建設業法による。)なお、下記に該当する場合で監督職員と協議の上認められたもの以外は、当該技術者を交代することはできないものとする。</p> <p>①病気により職務の遂行ができないと判断された場合</p> <p>②死亡した場合</p> <p>③退職した場合</p> <p>④真にやむを得ない理由により転勤となる場合</p> <p>⑤発注者の責により工期延期となる場合</p> <p>⑥工期が2年以上の長期に渡る工事で1年以上の期間連続して従事した場合</p> <p>(2)配置技術者を交代する場合は、本工事の配置技術者調書に定められた配置予定技術者に係るすべての条件に満足し、かつ配置技術者調書に記載された当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。ただし、交代後の配置技術者のCORINSへの実績登録については、従事期間及び従事内容を考慮して登録を認めない場合がある。また、上記(1)⑥により配置技術者を交代する場合は新旧技術者の引継期間について発注者と協議するものとする。</p> <p>(3)橋梁上部工事等で工期に工場製作のみの稼働期間が見込まれている場合は、現場代理人等通知書に各監理(主任)技術者の氏名及び担当項目等を列記すること。</p>	4	1	3		2	交代の取り扱い	<p>(1)監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者)については、本工事の配置技術者調書に記載された配置予定技術者を契約期間中当該工事の現場に配置すること。(専任・非専任については建設業法による。)なお、下記に該当する場合で監督職員と協議の上認められたもの以外は、当該技術者を交代することはできないものとする。</p> <p>①病気により職務の遂行ができないと判断された場合</p> <p>②死亡した場合</p> <p>③退職した場合</p> <p>④真にやむを得ない理由により転勤となる場合</p> <p>⑤発注者の責により工期延期となる場合</p> <p>⑥工期が2年以上の長期に渡る工事で1年以上の期間連続して従事した場合</p> <p>(2)配置技術者を交代する場合は、本工事の配置技術者調書に定められた配置予定技術者に係るすべての条件に満足し、かつ配置技術者調書に記載された当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。ただし、交代後の配置技術者のCORINSへの実績登録については、従事期間及び従事内容を考慮して登録を認めない場合がある。また、上記(1)⑥により配置技術者を交代する場合は新旧技術者の引継期間について発注者と協議するものとする。</p> <p>(3)橋梁上部工事等で工期に工場製作のみの稼働期間が見込まれている場合は、現場代理人等通知書に各監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者)の氏名及び担当項目等を列記すること。</p>	建設業法等改正による

令和3年4月 土木工事共通仕様書附則 新旧対照表

現行(R2年4月)					改正(R3年4月)					改訂理由等			
編	章	節	条	項	項目見出し	編	章	節	条		項	項目見出し	条文
						4	1	3		3	特例監理技術者の取扱い	<p>建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)及び監理技術者を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の配置についての取扱いは、以下のとおりとする。</p> <p>1) 以下のいずれかに該当する工事は、特例監理技術者の配置を認めないものとする。</p> <p>①大規模工事 ・予定価格が等級区分Aにあたる金額以上の工事</p> <p>②監理技術者の実績を求める工事等 ・入札参加資格において監理技術者の実績等を求める工事※ ・総合評価落札方式において監理技術者の実績等を評価した工事※ ※ただし、同等以上の監理技術者補佐を配置する場合は除く なお、特例監理技術者の配置が可能な工事か否かについては、入札公告による。</p> <p>2) 特例監理技術者を配置する場合には、次の条件を全て満たさなければならない。</p> <p>① 監理技術者補佐を専任で配置すること。 ② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 ③ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 ④ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。 ⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は、大阪府内で施工される工事 でなければならない。ただし、大阪府発注の工事には限らない。 ⑥ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 ⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 ⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 ⑨ 維持工事の場合において、特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事 でなければならない。 ※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)をいう。</p> <p>3) 受注者が特例監理技術者を配置する場合には、「特例監理技術者の配置に関する届出書」(別添様式)に必要な書類を添付して提出すること。 4) 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。 5) 入札参加資格において監理技術者に実績等を求めた場合や、総合評価落札方式等において監理技術者の実績等が評価を受けた場合、監理技術者補佐は当該監理技術者と同等以上の実績等を有する者であること。また、監理技術者補佐の実績等を評価するために必要な資料を提出すること。</p>	建設業法等改正による特例監理技術者の取扱いの追加

令和3年4月 土木工事共通仕様書附則 新旧対照表

現行(R2年4月)						改正(R3年4月)						改訂理由等																	
編	章	節	条	項	項目見出し	編	章	節	条	項	項目見出し		条文																
4	1	6		6	対象工事と保険等の種類	4	1	6		6	対象工事と保険等の種類	受注者は、下表の保険等に付さなければならない。	従前の特記仕様書の記載内容																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象工事</th> <th>保険の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築工事一般（新築・増築・改装）</td> <td>「建設工事保険」</td> </tr> <tr> <td>建築設備工事</td> <td>「組立保険」または「火災保険」</td> </tr> <tr> <td>機械、電気設備工事</td> <td>「組立保険」</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 加入手続き等 (1)保険の名義は、契約者及び被保険者とも受注者とする。 (2)保険金額については、 ①火災保険以外の保険は、請負代金額を保険金額とする。 ②火災保険は、請負金額の80%以上を保険金額とする。 (3)保険期間については、現場着手日を始期とし、検査期間等を考慮して工期末より1ヶ月程度の余裕を持って加入するものとする。 (4)受注者は、保険契約締結後、保険証書の写しを監督職員に提出するものとする(法定外の労災保険については、監督職員から指示があった場合に提出する)。</p>						対象工事	保険の種類	建築工事一般（新築・増築・改装）	「建設工事保険」	建築設備工事	「組立保険」または「火災保険」	機械、電気設備工事		「組立保険」	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象工事</th> <th>保険の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築工事一般（新築・増築・改装）</td> <td>「建設工事保険」</td> </tr> <tr> <td>建築設備工事</td> <td>「組立保険」または「火災保険」</td> </tr> <tr> <td>機械、電気設備工事</td> <td>「組立保険」</td> </tr> <tr> <td>土木工事、機械、電気設備工事</td> <td>法定外の「労災保険」</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 加入手続き等 (1)保険の名義は、契約者及び被保険者とも受注者とする。 (2)保険金額については、 ①建設工事保険、組立保険は、請負代金額を保険金額とする。 ②火災保険は、請負金額の80%以上を保険金額とする。 (3)保険期間については、現場着手日を始期とし、検査期間等を考慮して工期末より1ヶ月程度の余裕を持って加入するものとする。 (4)受注者は、保険契約締結後、保険証書の写しを監督職員に提出するものとする(法定外の労災保険については、監督職員から指示があった場合に提出する)。</p>						対象工事	保険の種類	建築工事一般（新築・増築・改装）	「建設工事保険」	建築設備工事	「組立保険」または「火災保険」	機械、電気設備工事	「組立保険」	土木工事、機械、電気設備工事
対象工事	保険の種類																												
建築工事一般（新築・増築・改装）	「建設工事保険」																												
建築設備工事	「組立保険」または「火災保険」																												
機械、電気設備工事	「組立保険」																												
対象工事	保険の種類																												
建築工事一般（新築・増築・改装）	「建設工事保険」																												
建築設備工事	「組立保険」または「火災保険」																												
機械、電気設備工事	「組立保険」																												
土木工事、機械、電気設備工事	法定外の「労災保険」																												